

令和 3 年 9 月 1 5 日

都道府県医師会 会長 殿

公益社団法人日本医師会会長

中川 俊男

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う自宅療養・宿泊療養の患者への対応について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、公益社団法人日本薬剤師会長より都道府県薬剤師会長に対し、標記文書が発出されるとともに本会宛てに周知方依頼がありました。

本件は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養・宿泊療養の患者に必要な医薬品を提供するため、地域の医師会、自治体、医薬品卸売販売業者と薬剤師会等の関係者が協力・連携を図り、地域の実情に応じた医薬品提供体制を構築する必要があることを周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、今後も引き続き感染状況に留意し、地域の薬剤師会等との連携にご配慮いただきますようお願い申し上げます。併せて、貴会管下郡市区医師会への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

日薬業発第202号
令和3年9月10日

公益社団法人 日本医師会
会長 中川俊男様

公益社団法人 日本薬剤師会
会長 山本信夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う自宅療養・宿泊療養の患者への
対応について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染者数が急激に増加する中、地域においては、自宅療養及び宿泊療養の患者への対応が急務となっております。

患者に必要な医薬品を滞りなく提供するため、本会ではこのたび都道府県薬剤師会に対して別添のとおり、地域薬剤師会に、地域の医師会、自治体、医薬品卸売販売業者等の関係者と協力・連携を図り、地域の実情に応じた医薬品提供体制を構築するよう求めたところです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知賜りますとともに、都道府県医師会、郡市区医師会へのご周知につきましてもご高配を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

<別添>

- ・新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う自宅療養・宿泊療養の患者への対応について（令和3年9月9日付、日薬業発第200号）（写）

至急・重要



日薬業発第 200 号
令和 3 年 9 月 9 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う自宅療養・宿泊療養の患者への
対応について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染者数が急激に増加する中、地域においては、自宅療養及び宿泊療養の患者への対応が急務となっております。

これら患者に対し、必要な医薬品を提供する観点から、自宅等で療養するコロナウイルス感染患者を診る医師と、調剤に対応可能な薬局（特に休日・夜間や緊急時）とのマッチングが課題となっております。

また、中等症Ⅱに該当する患者の重症化予防として用いられるデキサメタゾン製剤は、需要の急増による供給体制が滞る懸念があることから、厚生労働省医政局経済課より安定供給を求める事務連絡が発出されているところです（令和3年8月30日付、日薬業発第173号により既報）。

このような状況において、患者に必要な医薬品を滞りなく提供するためには、地域の医師会、自治体、医薬品卸売販売業者と薬剤師会等の関係者が協力・連携を図り、地域の実情に応じた医薬品提供体制を構築する必要があります。

貴会におかれましては、各地域においてこうした連携が図られるよう、都道府県医師会、都道府県、医薬品卸売販売業者との連携・調整を進めるとともに、地域薬剤師会に対し、地域の実情に応じた関係者との連携、医薬品提供体制の構築に向けた対応を急ぎ進めるよう、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関しては、本会から日本医師会に情報提供しておりますことを申し添えます。

<別添>

- ・「新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う自宅療養・宿泊療養の患者への対応について（現時点における考え方の整理）」令和3年9月9日、日本薬剤師会

(別添)

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う自宅療養・宿泊療養の患者への 対応について（現時点における考え方の整理）

令和3年9月9日 日本薬剤師会

1. 地域における課題と対応例

- 自宅療養・宿泊療養の患者の急増により、自宅等で療養する患者を診る医師と、調剤に対応可能な薬局（特に休日・夜間や緊急時）とのマッチングが課題。
- 中等症Ⅱに該当する患者の重症化予防に用いられるデキサメタゾン製剤は、需要の急増により、厚生労働省医政局経済課より安定供給を求める事務連絡が発出されている。
- このような状況において、患者に必要な医薬品を滞りなく提供するためには、各地域の実情に応じて、医師会、自治体、医薬品卸売販売業者と薬剤師会等の関係者による協議の場を持ち、相互に協力・連携を図り、患者に必要な医薬品を確実に提供する体制（医薬品提供体制）を構築する必要がある。
- その際、以下のような点に考慮して、地域における取扱いならびに対応方針を整理し、関係者で共有しておくことが必要である（下表【対応例】参照）。
 - ✓ 医薬品
 - ・新型コロナウイルス感染症への対症療法として処方される医薬品（解熱鎮痛剤、鎮咳剤等／ステロイド薬）
 - ・当該患者の慢性疾患等の医薬品
 - ✓ 必要となる場面
 - ・平日の日中（通常の開局時間内）
 - ・夜間・休日、時間外、緊急時
 - ✓ 対応する薬局
 - ・地域で指定した特定の薬局で対応（対応薬局のリスト化など）
 - ・地域の薬局で対応

【表：対応例】（地域の実情に応じて検討）

	夜間・休日、時間外、緊急時	平日の日中など （通常の開局時間内）
解熱鎮痛剤、鎮咳剤など	地域で指定した特定の薬局で対応	地域の薬局で対応
高用量ステロイドなど	地域で指定した特定の薬局で対応	地域の薬局で対応
コロナ患者の慢性疾患等の医薬品	地域の薬局で対応	地域の薬局で対応

※処方・調剤に際しては、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」令和2年4月10日付. 厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）による「CoV 自宅」「CoV 療養」により対応。

2. 取扱いを決めておく事項や留意点（例）

- 休日・夜間、時間外、緊急時に対応する医療機関及び薬局のリスト化と共有
- 処方・調剤の流れ、医療機関と薬局の連絡等の手順（その際、患者の状態や療養環境、入院調整の有無等に関する情報の共有なども考慮）
- 処方箋備考欄への「CoV 自宅」「CoV 宿泊」の記載など、処方箋の取扱いの再確認
※「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」令和2年4月10日付、厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡／下記3「新型コロナウイルス感染症患者に対する診療等について」の項参照
- 医療機関と薬局とが適宜連携して対応できるようにするため、相互の緊急連絡先（たとえば、携帯電話番号）の共有
- 地域において使用する医薬品のリスト化（特に、解熱鎮痛剤と鎮咳剤は種類が多いため、使用する医薬品をあらかじめ決めておくことで、患者に速やかに必要な医薬品を提供できる）
- 医薬品卸において、自宅療養・宿泊療養者数や、対応する医療機関・薬局数を踏まえ、地域に必要と想定される量の医薬品の確保、及び、医薬品卸から医療機関・薬局への供給手順（特にステロイド薬）

3. その他

- 薬局の対応については、平時の夜間・休日対応体制の人員拡充や、地域の運送業者と連携して配送体制を構築すること等も考えられる。
- 軽症者だけでなく中等症の患者でも自宅療養・宿泊療養になっている現状に鑑み、患者宅への薬剤配送に際して、必要な場合には対面による方法を考慮しなければならないケースもあり得ることも念頭に置く。
- 薬剤師が服用期間中のフォローアップを行った際に把握できた患者の状態を、保健所や医師に提供し、療養患者のフォローアップ業務に活用することも考えられる。
- 各地域の状況に応じて、必要な体制整備の内容は異なるものと考えられる。都道府県薬剤師会においては、都道府県・都道府県医師会等と連携し、各地域の関係団体及び行政における着実な体制整備のため、必要に応じて地域薬剤師会への助言や広域的な調整などの支援を行う。

参考

日 薬 業 発 第 24 号
令和 2 年 4 月 11 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の 時限的・特例的な取扱いについて

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医政局医事課および医薬・生活衛生局総務課より別添のとおり連絡がございましたのでお知らせいたします。

オンライン服薬指導・電話服薬指導の拡充等が盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の閣議決定については、令和2年4月8日付け日薬業発第18号にてお知らせしたところですが、昨日、同対策を踏まえた時限的・特例的な取扱いが示されました。

本取扱いには、医師が対面診療または電話診療等が行われ、処方箋が交付された場合、患者の同意を得て医療機関から患者の希望する薬局へファクシミリ等により処方箋情報が直接送付されること、その際には処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載されることや、感染者であり自宅療養または宿泊療養の軽症者等に対する処方箋には「CoV 自宅」「CoV 宿泊」と記載されること等が示されています。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（令和2年2月28日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（令和2年3月19日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）は廃止となります。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へ速やかにご周知下さいますようお願い申し上げます。